

「入院基本料に関する事項」について

・入院基本料について

1 病棟（60 床） 療養病棟入院基本料 1（20：1）

入院患者 20 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しています。また、
入院患者 20 人に対し 1 人以上の看護補助者を配置しています。

2 病棟（45 床） 障害者施設等入院基本料（13：1）

入院患者 13 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しています。

時間帯ごとの配置については、各病棟に掲示しております。

・入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、 栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束について

当院では入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さまに
関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、
褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化についての
基準を満たしております。